

# スクループの信用・銀行論——

## 通貨における公正と自由

二階堂 達 郎

はじめに

本稿で取り上げる G. P. スクループは、19世紀におけるイングランドの通貨論争の中で異彩を放っている論客の一人である。L. H. ホワイトは、金本位制をあまり強く支持しておらず通貨拡張主義の傾向を有しているという点で逸脱を認めつつも、フリーバンキングの核心的な原理を主張しているとして、彼をフリーバンキング論者のうちに含めている<sup>1)</sup>。しかし、スクループの議論を子細に検討してみると、当時のパーネルやギルバートに代表されるフリーバンキング論者とはかなり異質な立場をとっていることが明らかになってくる。それは、自由な通貨を主張しながらも、金融制度を国家や公正、自由、競争などの問題と密接にかかわらせて論じているところから生じている。本稿では、スクループの貨幣理論を貨幣に対するさまざまなアプローチの一つとして取り上げることにする。

スクループは、経済学者としては特異な経歴の持ち主である。1797年にロシア貿易に携わる商人の息子として生まれ、オクスフォード大学のペンブルック・カレッジを経て、ケンブリッジ大学のセントジョンズ・カレッジに進み、1821年に B. A. を取得して以来、著名な地質学者として活躍し続ける。治安判事への就任を契機に農業労働者の窮状について深く認識させられ、以来、経済や政治についても関心を抱くようになった。1832年、彼は議会に進出し、1868年まで下院の議員を務めた。雑誌やパンフレットを通じての評論や、委員会での活動を活発に展開し、社会・政治問題に終生深いかかわりをもった。

1830年代のはじめ、彼は、救貧法などの社会問題とともに、貨幣問題を取り扱った記事やパンフレットを立て続けに発行している。1830年には、貨幣問題に関する著述をはじめて二つおおよけにしているが、その一つに、パンフレット「信用通貨について、およびその鑄貨に対する優位性、安価で安全で十分な流通手段の確立のための請願を支持して」<sup>2)</sup>がある。1832年7月の『クオタリー・レビュー』に「産業の権利と銀行制度」<sup>3)</sup>と

題する記事を掲載し、1833年には、「銀行特許問題の考察、および正しい価値標準の本質についての研究と、貨幣制度の改良についての提案」<sup>4)</sup>と題するパンフレットを出している。また、1833年には、『経済学原理』<sup>5)</sup>を出版し、その第16章「交換手段の規制」でも貨幣理論を扱っている。ここでは、主に、イングランドの金融制度の問題を取り扱ったこれら1830年代の前半の一連の著作を考察の対象とする。

この時期イングランドでは、イングランド銀行の金兌換が1821年に再開されてから約10年が経過しており、1825年には激しい金融恐慌を経験している。この近代特徴をもった最初の恐慌は、南米への投機の破綻が主な引き金になったが、イングランド銀行の金融緩和政策もそれを誘発したとされている。この金融恐慌によってイングランドの金融制度の立ち後れが明らかになったため、翌1826年には、ロンドンから65マイル以上離れた地域で株式銀行に銀行券の発行が許可され、イングランド銀行の支店が主要都市に開設されるなどの対応策がとられた。同時に、5ポンド以下の地方銀行券の発行を廃止するという措置もとられている。イングランド銀行の特許更新を認めた1833年の銀行条例は、イングランド銀行券を法貨として認め、利子制限法による割引率の上限（5%）を撤廃し、また、銀行券の発行をしない限り、ロンドンから65マイル以内においても株式銀行の設立を認めた。このような金融制度が相次いで改定されたこの時期は、この前後に行われた地金論争とピール条例制定前後に活発に行われた通貨論争とに挟まれた時期であるが、これら両論争に引けを取らない活発な議論がなされた。

## 1. 公正と自由、秩序と進歩

スクループの貨幣理論を取り上げるに当たって、その背景にある彼の社会哲学に触れておくことが必要であろう。<sup>6)</sup>彼の『経済学原理』は、そのタイトルの全文が「社会的福利の自然法から導き出され、英国の現状へ応用された政治経済学の原理」となっており、ここからも問題への関心と接近の仕方がうかがえる。その序論「社会における人間の権利、義務、利害の一致について」では、3つの章を割いてモラルサイエンスについて論じられている。自然原理のテーマを扱ったこの序論ではヒュームやバトラーからの引用がなされ、18世紀的な精神的雰囲気の色濃く漂わせ、穏健で抑制された基調をもつ自然法哲学が展開されている。

スクループの経済学は厚生経済学としての性格を色濃くもっている。彼が抽象的権利や自然的公正について判断する際に前提として置くのは、「協同的な社会(associated community)」の大多数の利益、すなわち「最大多数の最大幸福」という功利主義的基準である。<sup>7)</sup>彼は、存在するものの進歩の可能性をつねに考えており、その際に、制度的な要因すなわち社会の制度や取り決めが重要な意味をもつとしているが、この取り決め

目的も功利主義的基準によって規定されているとする。そして、「人間の肉体的・精神的幸福は、その社会的な取り決めによって最も大きく影響され」とともに、「これらの取り決めは大きな限りない進歩を可能にする<sup>8)</sup>」というのである。ただし彼は、人間のあらゆる行動は利己的動機に基づいているという功利主義のもう一つの教義については認め<sup>9)</sup>ていない。にもかかわらず、社会に関する諸原理を人間の感情と行動にかかわる公準から演繹してくるのであるが、その公準はアприオリな心理的・倫理的仮定ではなく、経験の観察によって基礎づけられている。個々の事実は不確かなものであっても、経験によって、それらの事実の集合に一般化を可能にするような斉一性が付与されるのである。こうして、所有権をはじめとする自然権や「自由な労働とその生産物の自由な処分<sup>10)</sup>」にかかわる諸原理は、「一般的福利」あるいは「功利の原理」によって規定されることになる。

一方で、スクループは、社会が発展する上で人間の自由が果たす重要な意義を認めている。自由の実践と私利に基づく本能に基づいて、人間は自らの意図を超えた複雑で協同的な社会を形成してきたのであり、また、それぞれの主体が「互いに条件を自由に設定できる」ならば、「共同生産への彼らの相対的な要求の公正な調整がもたらされるにちがいない<sup>11)</sup>」。もし、それぞれの人間が富の増大から相応の分け前を受け取ることができていなければ、それは、生産と分配の自然な原理に対して誤った制度的干渉がなされているからであるというのである。本来的に、制度と個人の行動および私利の働きは社会発展の過程で協調し合って働き、互いに調和した関係にあると見なされている。

スクループの社会哲学は、社会の秩序と進歩の両方の必要性を認めているという意味でリベラルである。存在するものはすべて正しいとする原理が否定される一方で、自然なシステムにおいては秩序が強調される。そこでは、経済制度が「あらゆる人間の内部に埋め込まれた勤勉と経済の原理の発展への展望を与える<sup>12)</sup>」。しかし、秩序の発現は永久的ではありえず、社会が発展するとともに、人間性の諸傾向を自由に働かせるために新しい秩序形態が必要となる。その結果、制度はその固定性のゆえに不安定の源泉にもなりうるし、人間集団の潜在力の発展を抑制することになるかもしれない。社会の法や制度には不合理や惰性へと向かう傾向が内包されており、自然的自由の考えに含まれているような完全性はけっして存在していない。ここから、制度によるコントロールも制度自体のコントロールも可能であるし、また必要でもあるという考え方が出てくる。自然なシステムがもつ諸力の発現を妨げるような制度の濫用には反対することは必要であるが、すべてのコントロールを捨て去ってはならないというのである。

スクループの抱く原則や概念、そしてそれらの社会への適用の仕方はきわめて柔軟で現実的である。彼自身、『黄金の中庸』が唯一の真の安全な道<sup>13)</sup>であると述べている。オーピーの言葉を借りると、18世紀的なモラルサイエンスによって「レッセフェールが

それへの一步となるアナーキズム、存在するあらゆるものを永続的なものとする楽観主義に基づく停滞、あるいはもう一つの極端である国家的パターンリズムから免れることができた<sup>14)</sup>のである。

## 2. 貨幣価値と信用通貨

貨幣問題に関するスクループの議論の要点は、当時の経済的混乱の原因を貨幣価値の変動に伴う価格変動に求め、安全で自由かつ豊富な信用通貨を供給する金融制度の確立によってその混乱を打開しようとするところにある。そして、その最も重要な目的は社会的福利の最大化である。彼の貨幣理論を見てまず目に付くのは、古典派の労働価値学説と異なる価値論に基づいていることと、ヒュームの影響を強く受けていることである。

まず、価値理論について簡単に見てみよう。彼は、価値を実質価値と交換価値に区分して、実質価値は商品を生産するのに必要な労働であるとし、交換価値を市場におけるその商品の他の商品に対する相対的な購買力と規定している。<sup>15)</sup>その購買力は、その商品の相対的な生産費用に依存するが、同時にその商品の市場における需要に対する供給の度合いとして現れる。この生産費用は、生産に必要な直接的あるいは資本の形で蓄積された間接的な労働量から構成されると考えられているが、だからといって労働が交換価値であるというわけではない。彼は、労働価値説をスミス以来の政治経済学者の共通する見解であると指摘した上で、この説に批判を加えている。<sup>16)</sup>商品の交換価値は、労働の交換価値の変化や労働生産性の変化を通じて変わるが、労働の価値自体も変化しやすく、商品と同様に交換価値の変化に従属している。結局のところ、商品の交換価値は、他の商品の平均的な供給の困難と比較した場合の、その需要に対する供給の困難によって決定されるというのである。すなわち、「稀少や独占、利潤率、課税、その他の労働とはまったく無関係な事情が、生産の困難を増大させることによって多くの物の価値を増大させる。しかも、独占、利潤、あるいは課税を免れる物があっても、それらの価値はやはりそれらの絶対的な生産費用ではなくて相対的な生産費用に依存する<sup>17)</sup>」のである。このような価値論は、要約すると、需要・供給関係の市場的要因を考慮に入れた購買力説と見なすことができよう。

ところで、価値はあらかじめ知られた特定の商品である貴金属すなわち貨幣を参照することによって測られる。それゆえ価値は貨幣価値として現れる。ところが、それ自体が商品である貨幣は、当然、他の商品に対する購買力すなわち価値を変える。貨幣そのものの生産価格の変化、および装飾や鑄造向けの需要の変化、貨幣以外の商品集団の生産や需要と供給の変化によって変化する。これは、価値尺度そのものの変化をもたらすことになる。金や銀が貨幣として一般的に利用されるようになったのは、交換手段に適

した性質、すなわち可分性、可融性、耐久性、輸送の便利さ、完全な質的同一性のためであって、価値尺度として便利だからというわけではないのである。スクループは、この貨幣価値の変化が多く、理論家によって過小評価されてきたとして、過去20年間の貴金属価値の異常な変動とくにその上昇を問題にする。そして、この物価の全般的な低下は、商品供給に比較して貨幣供給が相対的に不足しているために生じたのであり、貴金属は他の財よりも価値変動は少ないものの、その正確さからすると価値尺度としては十分ではないとする。こうした見解は、後の「商品集団」を価値尺度とする計表本位の提唱へとつながっていく。

ところで、イングランドでは、1797年の金兌換停止以降、激しい景気変動が続き、1809年には貨幣価値の下落と物価上昇、および外国為替相場の激しい逆調が発生した。この状況を受けて、1810年の議会下院の特別委員会すなわち地金委員会では、外国為替相場の下落およびこの貨幣価値と物価の変動の原因を、銀行券とくにイングランド銀行券の過剰発行に求めた。そして、その打開策として金兌換の再開が提起された。同委員会報告書の内容にしたがって実際に金兌換が再開されるのは、戦争の脅威が去った1819年であったが、この時期の物価は1813年にピークを迎え、それ以降は全体として低下していくことになる。

この時期の通貨をめぐる論争において、貨幣価値の変動、とりわけ金価値の上昇を問題とし、この問題を社会的に不公正の観点からとらえたところにスクループの議論の特徴がある。彼は、次のように議論を展開する。人々は、貨幣価値が不変であるという慣習的な確信に基づいて売買や契約を行うが、取引に時間を要するために商品の評価と評価との間や貨幣契約の合意と履行との間に貨幣価値に変化が生じて、当事者は予期していたものとは異なる交換価値を授受することになる。こうした価格変動による国民所得への影響は無差別ではありえず、貨幣価値の長期的な下落は、生産者の貨幣契約（地代、課税、補助金、債務など）の負担を相対的に軽減することによって、産業あるいは勤勉に報償を持続的に与えてそれを促し、資本の成長と産業の繁栄に寄与する。それは、債権者にとっては不利益かつ不公正となるが、社会全体としては大きな利益をもたらす。こうして、産業または勤勉の利益を優先させ、漸進的な通貨の拡大と価格の上昇が最も望ましい状況であるとする。この考えは明らかにヒュームから受け継いだものであるが、<sup>18)</sup>スクループは、社会の進歩とともに貨幣契約の意義と量が増大するため、この点についての考慮がますます重要になっていると強調する。<sup>19)</sup>なお、彼は、労働者の利害も産業のそれと合致すると考えている。賃金は緩やかに価格に追随するため、価格下落と賃金低下との間に生ずる時間的ギャップは実質賃金の上昇によって労働者に利益をもたらすものの、これを享受するのは雇用されている労働者に限られ、労働者階級全体としては、雇用主の倒産による失業および負債や税金の支払い後に残される労働雇用の基金の

減少によって不利益を蒙ることになるからである。

こうして、価値尺度と流通手段とを機能的に分離し、価値標準としては貴金属を用い、流通手段として信用通貨を採用することが提起される。彼によれば、信用は貨幣とほぼ同時の起源をもっており、信用通貨は種々の信用（為替手形、相殺、債権者と債務者の間の勘定など）の発展した形態に他ならない。<sup>20)</sup> この通貨は、安全性、移転の容易さ、安価な維持費用や、貴金属の貨幣流通からの解放による資本の節約が実現できるなどの利点をもつが、なかでも「貨幣供給を価格の総計が生産費用の総計の水準に一致するように商品全体の供給と歩調を合わせ」<sup>21)</sup>て流通量を拡大できること、すなわち総生産の増大に比例した通貨の拡大が可能となることが最大の利点なのである。需要に柔軟に応じて十分に供給され、そのことによって産業の発展に寄与する最も望ましい通貨というわけである。

### 3. 自由な銀行業と金の廃貨

スクループは、信用通貨がかかる目的を十分に達成するためには、基本的には自由競争に基づいて発行されることが望ましいと考えている。自由な通貨制度の下で、競争原理と利潤原理が働くことによって、通貨の過剰発行が防止され、安定的な供給が実現されるというのである。こうした考え方は、フリーバンキングの主張ときわめて近いものであって、そのことは、彼が、トゥック、マシット、パーネル、ジョプリンなどを支持し、とくにパーネルの見解には大きく依拠していること、また、スコットランドの銀行制度を支持し、イングランド銀行の特権の更新を擁護するマカロックのパンフレット『イングランド銀行の歴史的描写』<sup>22)</sup>を批判していることから容易にわかる。

しかし、彼の主張には、他のフリーバンキング論者とは異なる要素も含まれていることも見逃してはならない。それは、パーネルをはじめとする当時のフリーバンキング論者の多くが、基本的に金本位制を前提とした上で銀行券の自由な発行を唱えているのに対して、彼が金本位制の硬直性それ自体を問題にしており、金の廃貨の必要を唱えている点である。これは、1832年の記事の中で、1819年の金交換への復帰も金交換停止に劣らぬ誤りであると主張し、交換の制限下で低下していた金価値が復帰によって上昇することを見逃したとして、リカードやリバプールなどを批判していることから明らかである。<sup>23)</sup> スクループは、銀本位制を提起するなど直ちにすべての金属本位制の廃止を求めているし、実際のところ、彼の議論の中には金兌換を前提として議論を展開している部分も見受けられるものの、金属兌換制に置かれている力点は相対的に軽い。もう一つは、銀行券の自由発行それ自体を必須な条件としていないことである。これは、彼が、銀行券を信用の一形態として位置づけるとともに、全体としての信用の自由な供給を重

要視しているためである。

ところで、金本位に基づく銀行券の自由発行制の場合、過剰発行は最終的には金兌換によって阻止される。つまり、個別銀行による銀行券の過剰発行は、当該銀行への銀行券の還流と金兌換請求によって歯止めが掛けられ、その調整は手形交換所によってより速やかに行われる。また、複数銀行の協調による過剰発行は、それら銀行全体への金兌換請求によってチェックされることになる。スクループは、この金兌換の枠組みを外した場合に、金融システムの安定性はいかに保持されると考えているのであろうか。

彼は、信用通貨を信用の発展した形態と見なし、通貨流通の広がりも信用一般と同じくその通貨に対する信用の大きさによって規定されると考えている。「銀行業の自由競争下では、いかなる銀行の恒常的な流通量の割合もその相対的な信用、または割引の安さ、便宜の大きさによって決まる。その信用が他の銀行と同じであれば、割引率を低くするか大きな便宜を提供する以外に、正当なシェアを超えてその紙幣を流通させることはできない」。こうした行為は危険と損失を伴うので、十分な払込資本をもつ銀行は避けるであろう。「それぞれの銀行は、全流通量のうちその相対的な信用にちょうど(それ以上ではなく)相当する割合を流通させることができる」。「競争相手よりも低い割引率や低い保証によっていったん過剰発行をなした銀行が……、その信用によって保証されるよりも多くの銀行券を流通させ続けるためには、競争相手よりも低い利率や低い保証で割引を続けなければならない<sup>24)</sup>」。信用を有する銀行が、損失を甘受してそのような事業を拡大し続けることはありえない。こうして、銀行間の自由競争の下では、競争原理によって過剰流通が防止され、需要に見合った信用の供給が実現されることになるというのである。

しかしながら、意図的で詐欺的な過剰発行はどのように防止しうるのであろうか。スクループは、こうしたことが行われるのは制度的な欠陥があるためであり、制度的条件が整備されることによって防止できると考える。そして、これを立法の義務と見なす。従来、政府は「つねに、自由にしておくべきことを管理し、管理されるべきことに完全な許可を与えてきた<sup>25)</sup>」。提起されている銀行業の制度的改革は、一つには、大資本を基礎として銀行を強固な信用の上に基礎づけることである。そのためには、株式銀行の設立を全面的に自由にし、「多くの払込資本をもち、より安全でよく知られた保証を公衆に提供する、大きな組織または会社の信用<sup>26)</sup>」を実現することが不可欠である。それと同時に、銀行とくに地方銀行の保有資産の健全化を図るため、銀行の資産を、安全かつ確実でさらには利子を生み出すような資産、すなわち株式、大蔵省証券、土地担保などから構成されるようにすべきだとする。政府証券を保有することは、「銀行券の支払を政府が間接的な形で保証する<sup>27)</sup>」ことにもなるであろう。

もう一つは、「国家の信用によって銀行券を支える<sup>28)</sup>」こと、つまり銀行券を法定通貨と

して国立銀行が発行することである。こうして、銀行券は「全国民の信用」と、政府の「負債と租税の支払いに確実に受領される<sup>29)</sup>」という財政的保証とで支えられる。こうした国家紙幣を支持する見解は、1833年のパンフレットで明確に表れてくる。この場合、信用一般の供給は自由競争に委ねるべきだとされていることはいうまでもない。なお、同パンフレットでは、政府による不当な干渉を避けるために、国立銀行を行政府から独立させる一方、立法府を通じて公衆に対しより直接的かつ明確に責任をもたせること、ルールを明確にして義務と強制力をもたせることなどが必要条件として提案されている。また、通貨発行のルールについては、一定の期間の平均値を基準とした金の市場価格にしたがって発行量が調整されねばならないとしているが、彼の本意は、金準備の負担の軽減と金価値に基づく調整からの離脱にある。これについては、同パンフレットで、多様で多数の商品から構成される商品リストから構成される計表本位の採用を提案していることからもうかがえる<sup>30)</sup>。これは、商品集団の生産費用の平均値を公正で真の価値尺度と見なしてきた彼の見解と一致するものであり、後の時代における商品バスケットを本位とする構想の原型をなすものである。そして、金の廃貨と不換紙幣制度の必要性と可能性について次のように議論を展開していく。「鑄貨への即時兌換を強いる法の下では、流通の管理にいかにも思慮分別や用心を払っても、取り付けやパニックを阻止することはできない」。公衆は、イングランド銀行券を「正当にも、金貨と等価であると見なしている。これ〔イングランド銀行券〕はまた、あらゆる緊急時に確実に果たされる約束である。金の支払約束は、いかなる緊急時でも果たされえないということをすべての人が知っている」。そして、「あらゆる請求に保証ではなく金で即座に支払うという見せかけの約束をすることは、……根拠のない危険にふけて国を安全を危険にさらすことを望まない人々を、実際の損失にさらすだけである<sup>31)</sup>」。

さらに彼は、「いまや幸いにも破綻した重商主義を長く支えてきたミダース王のような偏見<sup>32)</sup>」に基づくものであるとして金貨幣を強く批判している。金属通貨は物々交換のより便利な形態にすぎず、未開時代の交換様式に固有な当事者間の交渉の欠如や信用の制限という欠点を有している。したがって、純粋な金属通貨だけを強制することは、社会を物々交換の野蛮な段階に戻すことに他ならないというのである<sup>33)</sup>。

しかし実際には、スクループは、公衆の間に根強く存在する不換国家紙幣に対する偏見を考慮に入れて、現実的な提案を行っている。1832年の論文に示されている案はリカードの国立銀行案に近いもので、ロンドンの銀行については金兌換とし、地方銀行の支払準備はロンドンの銀行の銀行券で支払われるという二重構造をもつ金融制度の提案となっている。1833年のパンフレットでは、ロンドンの通貨制度について単一通貨と競争通貨とを比較した上で、原則的には競争状態が望ましいとしつつも、最終的に国立銀行による単一通貨制度を選択している。他方、地方流通については、単一流通の利点を認

めながらも、銀行券発行から得られる利潤が大きいことを考慮して、地方銀行に発券の自由の必要性を認めている。彼の国立銀行案は、リカードなどの案と多くの点で類似性を有しているが、金属本位制の意義について否定的であるという点で異なっている。彼によると、「リカードの案では、現状と同じく、同等の地金の増大がなければ、そうした[人口、資本、および生産能力の]増大に備えることはできない<sup>34)</sup>」ことになる。

最後に、1833年の改革案の概要を付け加えておくことにしたい。①1773年以前に用いられていた銀本位へ復帰する。②イングランド銀行に代えて国立銀行または首都発券局を設置し、その紙幣を法貨にする。本位金属の兌換に制限を設け、商業や金融の正当な需要を満たす紙幣を、地金市場での本位金属価格に基づいて発行することを発券当局に義務づける。③地方銀行の銀行券は、それと同額の払込資本、またはその支払保証となる資産の預託に基づいて発行する。④商品集団の平均価格の計表を公的な形で定期的に公表し、交換価値の尺度として参照できるようにする。<sup>35)</sup>

これまで見てきたように、スクループの銀行・通貨論の特徴は、進歩と秩序、自由と公正などの概念と密接に結びついて議論が展開されていることと、通貨は産業と勤勉の利益と発展に応えた柔軟なものであるべきだという主張に見出すことができる。当時のイングランドにおける通貨論争の中で、金本位制の廃止と金の廃貨を強力に唱えたという点で、彼の見解は異端に位置している。しかし、国家信用に基づく法定不換紙幣の主張、自由競争に基づく銀行信用の拡大の意義の強調、計表本位の提案、中央銀行の立法府との関係とその独立性への配慮は、管理通貨や銀行信用の発展という金融・銀行制度のその後の発展を考慮に入れると、全体として正鵠を得たものとなっている。それは、当時の経済学者がともすれば失いがちであった経済と政治や社会との結びつきを重視し、さらに現実的なバランス感覚を保ちつつ、現実の諸問題と向きあっていったことの産物であったと言えよう。

## 註

- 1) White, Lawrence H.(ed.), *Free Banking I*, p. ix.
- 2) *On Credit-Currency, and its Superiority to Coin, in Support of a Petition for the Establishment of a Cheap, Safe, and Sufficient Circulating Medium*, 1830. このパンフレットには下院へ向けた「安価で安全で十分な流通手段を求める議会への請願」が添付されており、本文はこの請願書に理論的説明を加えたものである。
- 3) 'The Right of Industry and the Banking System', *Quarterly Review*, July, pp. 439-57.
- 4) *An Examination of the Bank Charter Question, with an Inquiry into the Nature of a Just Standard of Value, and Suggestions for the Improvement of our Monetary System*, 1833.
- 5) *Principles of Political Economy, deduced from the Natural Laws of Social Welfare, and applied to the Present State of Britain*, 1833. マカロックはスクループの『経済

- 学原理』について、「非常に才気あふれた明敏な著作であるが、その理論と推論は、多くの点で少なからず問題をはらんでいる」という注釈を加えている。McCulloch, John Ramsay, *The Literature of Political Economy*, 1845, p. 19.
- 6) この節および伝記については、オーピーの次の論文に負うところが大きい。Opie, Redvers, 'A Neglected English Economist: George Poulett Scrope', *Quarterly Journal of Economics*, XLIV, 1929, pp. 101-37. Reprinted in *George Scrope (1797-1876), Thomas Attwood (1783-1856), Edwin Chadwick (1800-1890), John Cairnes (1823-1875) (Pioneers in Economics vol. 20, [Section 2. The Golden Age of Classical Economics])*, ed. by Mark Blaug, 1991. なお、オーピーは、社会哲学的な見地や社会問題についての見解ではスクループは J. S. ミルに匹敵するとしている。また、1848年のパンフレット *The Rights of Industry, or the Social Problem of the Day as exemplified in France, Ireland and Britain* における自由放任の主張は注目に値すると述べている。
- 7) *Principles of Political Economy*, p. xi.
- 8) *Ibid.*, p. ix.
- 9) *Ibid.*, p. 12, note.
- 10) *Ibid.*, p. 85.
- 11) *Ibid.*, p. 85.
- 12) *Ibid.*, p. 124.
- 13) *The Rights of Industry*, 1848, p. 5.
- 14) Opie, *op. cit.*, p. 6.
- 15) 実質価値と交換価値については、*On Credit-Currency*, chap. 1, pp. 2-3を参照のこと。
- 16) *Ibid.*, pp. 3-4. スクループは、古典派経済学者として J. ミル、マカロック、マルサスを挙げているが、マルサスは労働価値説を採っていないとしている。
- 17) *An Examination of the Bank Charter Question*, p. 11.
- 18) Hume, David, *Political Discourses*, 1752, 田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』お茶の水書房、1983年のⅢ「貨幣について」を参照のこと。また、スクループは、貨幣価値の変化は、ある人から他の人への、またはある階級から他の階級への財産の移転に過ぎず、国全体ではいかなる破壊も財産の損失も引き起こさないとする J. ミルの主張を批判している。*On Credit-Currency*, p. 23.
- 19) スクループは、所得の源泉として、労働、土地、生産的資本に貨幣契約を加えている。*An Examination of the Bank Charter Question*, p. 17. ちなみに、彼の見積りでは英国とアイルランドにおける貨幣契約の総額は30億ポンドに達するとされている。*Ibid.*, p. 19.
- 20) スクループは、信用の生成と発展について以下のような議論を行っている。互いに顔見知りや互いの経済状態を知っている当事者の間でなされる単純な取引の場合、その取引によって発生した債務は、相互に債務証書を交換することで決済される。しかし、取引が複雑になると、決済のために債務者と負債者が一カ所に集まることは不可能になる。そこから信用手段の流通が始まる。手形は、固有の価値をもつ物品による支払方式のより発展した形であるが、買い手や裏書人の信用があらかじめなければならない。巨額の払込資本に支えられた銀行の銀行券が、広範で安全な信用を提供し、信用システムを大きく発展させたとしている。個人的な信用が次第に流通を拡大し、やがて一般性を獲得していく過程は、メンガーの貨幣生成論において、貨幣となる商品が「販売可能性」を獲得していく過程に対応している。ただし、国家信用については触れられていない。また、信用手段を言語に擬して、紙幣の発明は「話し言葉から書き言葉への、手書きから印刷への発展に匹敵する巨大な一歩である」と述べている。*On Credit-Currency*, pp. 37-9および 'The Right of Industry and the Banking System', pp. 445-6を参照のこと。

- 21) *On Credit-Currency*, p. 47.
- 22) McCulloch, *Historical Sketch of the Bank of England : with an Examination of the Question as to the Prolongation of the Exclusive Privileges of that Establishment*, 1831. なお、スクループのマカロックに対する批判は以下のような諸点に向けられている。①権力による濫用の危険性を軽視し、特権的なイングランド銀行に通貨管理を任せようとしている点。②スコットランドは地方であり、ロンドンは中心地であるという理由から、スコットランドの経験を無視している点。これに対しては、スコットランドの銀行が過剰発行しないのは、それによってロンドンに対する為替の下落による金要求を引き起こされるからであり、これはロンドンで（銀行業が自由である場合に）過剰発行がなされないのは、大陸に対する為替の下落による地金流出を避けるためであるのと同じであり、両者の間に本質的な違いはないと反論している。③銀行間の自由競争は過剰発行を引き起こすという点。これに対する反論は、発券銀行への銀行券の還流と金請求によってチェックが働くという議論で、いわゆる銀行学派と基本的に同じものである。‘The Right of Industry and the Banking System’, pp. 449-54. しかし、スクループでは、銀行券の還流において金兌換が果たす役割の占める比重は相対的に低い。詳細については筆者の「フリー・バンキング論者とマカロックとの論争をめぐって」（『大手前女子大学論集』1998年に所収）を参照のこと。
- 23) ‘The Right of Industry and the Banking System’, p. 441.
- 24) 以上、*ibid.*, pp. 451-2.
- 25) *On Credit-Currency*, p. 59.
- 26) *An Examination of the Bank Charter Question*, p. 34.
- 27) *Ibid.*, p. 75.
- 28) *Ibid.*, p. 60.
- 29) 以上、*Ibid.*, p. 65.
- 30) ジェボンズは計表本位とともに「無差別の法則」についてスクループの功績を認めている。*The Principles of Economics*, 1905, p. 59. 計表本位については、ジェボンズの *Money and the Mechanism of Exchange*, 1875, pp. 329-31（なお、この部分は、松本幸輝久訳『貨幣及び交換機構』日本図書、1948年では省略されている。）と、*Investigations in Currency and Finance*, 1884, p. 122, note を参照のこと。なお、計表本位の原型となる構想が最初に提唱されたのは、ロウ（Joseph Lowe）の *The Present State of England in regard to Agriculture, Trade, and Finance*, 1822においてであり、これについてはスクループ自身も認めている。*Ibid.*, p. 29, note.
- 31) 以上、*ibid.*, p. 65.
- 32) *On Credit-Currency*, p. 52.
- 33) *Ibid.*, p. 67.
- 34) *An Examination of the Bank Charter Question*, p. 61.
- 35) *Ibid.*, p. 76.